

各位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
中央三井信託銀行株式会社

定額一時払終身保険「ふるは一とJロードⅡ」の取扱開始について

中央三井信託銀行は、平成22年5月28日（金）より全支店・出張所にて定額一時払終身保険「ふるは一とJロードⅡ」（正式名称：5年ごと利差配当付終身保険（一時払い））（引受保険会社：住友生命保険相互会社）の取扱いを開始いたします。

「ふるは一とJロードⅡ」の主な特徴は以下の通りです。

1. 一生涯の死亡保障とキャッシュバリューの魅力

- ・第1保険期間（5年または10年）の死亡給付金を一時払保険料相当額として、その分第2保険期間（終身）の死亡保障を大きくしています。
- ・解約返戻金額は、第1保険期間中、ご契約から約4年で一時払保険料相当額に到達します。また、解約返戻金額は第2保険期間開始時に増加し、以後期間の経過とともに逓増します。

※ 第1保険期間・・・契約日から5年または10年の期間をいいます。なお、第1保険期間は契約年齢により契約時に決まります。

第2保険期間・・・第1保険期間満了日の翌日以降の期間（終身）をいいます。

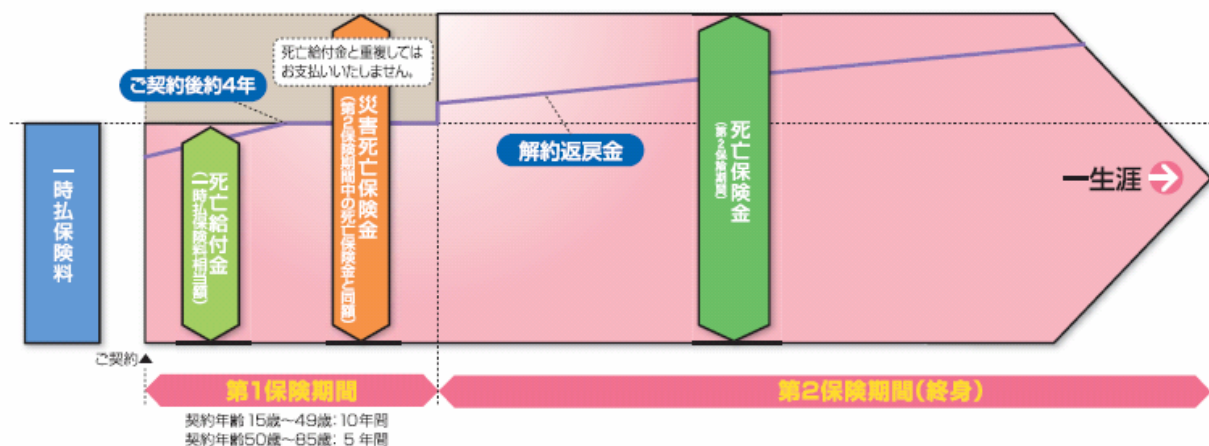
2. ご理解いただきやすいシンプルな商品設計

- ・円建で運用され、解約返戻金額、死亡保険金額等のご契約時に確定します。

3. 幅広いお客さまにお申し込みいただけます

- ・職業のみの告知でお申し込みいただけます。
- ・ご契約年齢範囲は15歳～85歳です。

<しくみ(イメージ)図>



当社では、今後とも商品ラインアップの拡充を図り、当社の強みである資産運用コンサルティング力をもとに個人のお客さまに対する高品質な商品・サービスの提案を推進し、お客さまのニーズにきめ細かく対応してまいります。

なお、「ふるは一とJロードⅡ」の商品概要につきましては別紙をご参照ください。

以上

定額一時払終身保険「ふるは一とＪロードⅡ」商品概要

正式名称	5年ごと利差配当付終身保険（一時払い）
契約年齢 （被保険者の年齢）	15歳～85歳（満年齢）
基本保険金額 （一時払保険料）	【最低】300万円 【最高】15歳～49歳：7,000万円 50歳～85歳：3億円
増額	取扱なし
解約	取扱あり
一部一時金化 （減額）	取扱あり （一部一時金化（減額）後の死亡保険金額が、最低一時払保険料300万円に相当する金額に満たない場合は取扱不可）
告知	職業のみの告知
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度（申込の撤回・契約の解除）の対象。 申込日または「契約概要／注意喚起情報」の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込の撤回またはご契約の解除を行うことができます。
保険期間	終身 （第1保険期間＋第2保険期間）
第1保険期間	契約年齢15歳～49歳：10年 契約年齢50歳～85歳：5年
第2保険期間	契約年齢15歳～49歳：11年目以降終身 契約年齢50歳～85歳：6年目以降終身
配当	5年ごとの利差配当
死亡給付金 （第1保険期間）	一時払保険料相当額
災害死亡保険金 （第1保険期間）	一時払保険料相当額を上回る金額（死亡保険金額と同額）
死亡保険金 （第2保険期間）	一時払保険料相当額を上回る金額
年金支払特約Ⅰ型 （遺族年金）	確定年金（2年～40年）
年金支払移行特約	確定年金（5年・10年・15年、80歳満了） 10年・15年保証期間付終身年金（定額型・逡増型）

【ご注意いただきたい事項】

- 本商品はクーリング・オフ制度の対象です。
- 本商品にご契約いただくか否かが、当社におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 本商品は住友生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険商品です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- ご契約後一定期間（ご契約後約4年間）は解約返戻金が一時払保険料を下回ります。
- 当社の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと住友生命保険相互会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して住友生命保険相互会社が承諾したときに有効に成立します。
- 住友生命保険相互会社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合、ご契約時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 法令等の規制により、お客さまのお勤め先や融資のお申込状況等によりお申込みいただけない場合がございます。
- この資料は、本商品の支払事由や制限条項のすべてを記載したものではありません。保険商品をご検討いただく際には、「商品パンフレット」を必ずご確認ください。なお、ご契約の際には、「契約概要／注意喚起情報」、「ご契約のしおり一定款・約款」を必ずご確認ください。
- 詳しくは、販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。